

検索した日時	年	月	日	午後	時	から	午後	時	まで
備考									
(立会人の署名)									

備考

- 1 第1号書式備考1、2、4及び5は、この書式について準用する。
- 2 令第52条第1項ただし書の規定に該当する場合には、「滞納国税等」欄を省略することができる。
- 3 必要があるときは、この書式に定める事項のほか、差押財産の保管に関する事項を記載することその他所要の調整を加えることができる。